**平成２５年（フ）第１４１６４号**
東京都江東区北砂５丁目20―６―1006
破産者　仲野　　努
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１４２１２号**
埼玉県川口市東川口５丁目６―24―210　ルモン東川口壱番館
破産者　櫻田　秀哉
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６０号**
千葉県大網白里市季美の森南２―35―５、商業登記簿上の本店所在地千葉県大網白里市季美の森南２丁目30番地６
破産者　プリージングビズ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６１号**
千葉県大網白里市季美の森南２丁目35―５
破産者　猪崎　紀人
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６２号**
千葉県大網白里市季美の森南２丁目35―５
破産者　猪崎　　京
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１７８号**
東京都調布市染地３丁目１―32　多摩川住宅ハ18―206
破産者　徳永　恵美
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２４６号**
神奈川県厚木市関口943―５　ヴィラージュⅡ―202
破産者　川勾　秀彦
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３２５号**
東京都町田市鶴間531―８―204
破産者　井村　誠男
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３３９号**
東京都江東区辰巳１丁目８―23―307
破産者　柳瀬　富男
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３４９号**
東京都品川区大井３丁目21―14　第２パレスハーゼル205
破産者　塩津　正人
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第４２８号**
東京都港区高輪２丁目20―26―504
破産者　大貫茂恵子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０５号**
東京都豊島区巣鴨３丁目25―13―601
破産者　服部　好純
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０７号**
東京都世田谷区南烏山４丁目５―２　クルッス・Ｋ203
破産者　鈴木　康弘
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５３０号**
愛知県刈谷市築地町１丁目19―４―102、開始決定時の住所埼玉県鴻巣市上谷2274―２―202
破産者　杉山　義則
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５９４号**
東京都町田市小野路町2933―１　国士舘高等学校多摩球心寮
破産者　白川　和美
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７４７号**
東京都中央区晴海４丁目１―１―802
破産者　甲斐文子こと　文　　星耿
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７６４号**
東京都中央区築地１丁目９―11―303
破産者　村上　伊作
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７６５号**
千葉県八千代市高津309―８　クラージュⅡ―202
破産者　濱田　育雄
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第７７３号**
神奈川県川崎市高津区北見方３丁目６―10　オークリットＢ―101
破産者　小竹　真木
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１５０５号**
さいたま市見沼区大字南中野820番地の２
破産者　有限会社まことタイル
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５２７号**
千葉県柏市花野井1535番地の165
破産者　五十嵐宏明
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部